別記第六十五号の二様式第二面8欄及び10欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面11欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】

別記第六十五号の二様式注意3⑧及び⑬中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意3⑲中「ハ」を「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に、「ホ」を「ヘ」に、「ヘ」を「ト」に、「ト」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意3⑯中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意3⑰中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑱中「ル」を「ヲ」に改める。

別記第六十七号の三様式第二面7欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式第四面4欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面5欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】（　　）（　　）（　　）

別記第六十七号の三様式注意3⑥及び⑩中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意5⑤中「ハ」を「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に、「ホ」を「ヘ」に、「ヘ」を「ト」に、「ト」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意5⑥中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意5⑦中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意5⑭中「ル」を「ヲ」に改める。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一第二面6欄及び9欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面10欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】（　　）（　　）（　　）

別記様式第一注意3⑤及び⑩中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意⑬中「ハ」を「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に、「ホ」を「ヘ」に、「ヘ」を「ト」に、「ト」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意3⑭中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意3⑮中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑯中「ル」を「ヲ」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第三条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二第二面6欄及び9欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面10欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】（　　）（　　）（　　）

別記様式第二注意3⑤及び⑩中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意⑬中「ハ」を「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に、「ホ」を「ヘ」に、「ヘ」を「ト」に、「ト」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意3⑭中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意3⑮中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑯中「ル」を「ヲ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可